

○鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則

平成8年4月1日規則第11号

改正

平成25年3月29日規則第11号

平成26年3月20日規則第5号

鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成7年鏡石町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収方法)

**第2条** 条例第4条に規定する分担金は、農業集落排水事業受益者分担金納入通知書（第1号様式。以下「納入通知書」という。）により、当該受益者に通知しなければならない。

2 前項に定める分担金は、納入通知書を発行した日から14日以内に納付しなければならない。

3 条例第4条に規定する分担金について、同一敷地に排水設備工事を施工するにあたり、地形的及び技術的に汚水ますをやむを得ず複数設置する場合で町長が特に認めるときは、汚水ます1か所とみなすことができる。ただし一般住宅1戸に限る。

(分担金の減免)

**第3条** 条例第6条の規定により分担金の減免を受けようとする受益者は、農業集落排水事業受益者分担金減免申請書（第2号様式）に町長が必要と認める書類及び資料を添えて、提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、鏡石町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則（平成5年鏡石町規則第10号）別表第2に規定する下水道事業受益者負担金減免基準の例により分担金の減免の可否を決定し、農業集落排水事業受益者分担金減免決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 分担金の減免を受けた受益者は、その事由が消滅したときは、直ちに農業集落排水事業受益者分担金減免消滅届（第4号様式）により、町長に届けなければならない。

4 町長は、前項の届出があったときは、遅滞なく残期間の減免を取り消し、その減免に係る分担金を納入通知書により徴収するものとする。

(帳簿の整理)

**第4条** 町長は、分担金の徴収に関する農業集落排水事業加入者台帳（第5号様式）及び分担金の賦課徴収に関する農業集落排水事業受益者分担金賦課徴収台帳（第6号様式）を備え、整理しておかななければならない。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第11号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 第1号様式 (第2条関係)

年度 農業集落排水事業受益者分担金納入通知書

〒 住所  氏名	あなたの農業集落排水事業受益者分担金を次のとおり決定しましたので納期限までに納めてください。  年 月 日  鏡石町長 印
-------------------	---

賦課決定年度	納付区分	地区世帯	個人コード	年度納付額	納期限
年度	一括				年 月 日

付記事項

1 賦課の根拠

この受益者分担金は、鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成7年鏡石町条例第29号）に基づき、区域内の建築物の所有者または権利者に賦課されます。

2 納付方法

この受益者分担金は、一括納付となります。なお、この納入通知書は、年度分です。

3 異議申立て

この納入通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後に、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鏡石町を被告（町長が被告となります。）として提起することができます（ただし、その期間内であっても、処分の日から1年を経過すると提起することができなくなります。）。なお、次のいずれかに該当する場合は、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 延滞金

延滞金は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は、年%（平成 年1月1日以降の分については、前年の11月30日を経過時の公定歩合に年4%を加算した割合か、年7.3%かのいずれか低い方）の割合を乗じて計算した金額を納めなければなりません。

ただし、受益者分担金に1000円未満の端数があるとき又は、その全額が2000円未満であるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。なお、算出した金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

6 滞納処分

督促状を発付した日から起算して、10日を経過した日までにこの受益者分担金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

7 納付場所

「鏡石町収納金融機関及び出納機関」を記載する。

※ この受益者分担金についてのお問い合わせは、下記をお願いします。

鏡石町上下水道課 電話 (0248)62-2119

第2号様式（第3条関係）

農業集落排水事業受益者分担金減免申請書

年 月 日

鏡石町長

受益者 住 所  
氏 名 ㊟  
(電話 ー )

鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則第3条第1項の規定により、  
下記のとおり減免を申請します。

記

区 分	減 免
理 由	

第3号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

農業集落排水事業受益者分担金減免決定通知書

様

鏡石町長 印

年 月 日付けで申請のあった農業集落排水事業受益者分担金減免申請  
については、鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則第3条第2項の規  
定により、下記のとおり通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 減免する <input type="checkbox"/> 減免しない
減免する金額	円
減免しない場合 の理由	
条件	

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

農業集落排水事業受益者分担金減免消滅届

鏡石町長

受益者 住 所  
氏 名 ㊞  
(電話 ー )

年 月 日付けで決定のあった受益者分担金の減免については、鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則第3条第3項の規定によりお届けいたします。

消滅事由	
減免された金額	円
備 考	

